

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 8 号

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成 2 4 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項第 1 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第 2 0 条第 2 項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。